

水田利用再編対策

水田利用再編対策推進説明会が二月二十九日、関係者三十名が出席し、役場議場で開かれ、昨年を七八ha上回る二四一haの転作配分の説明に、またかと暗い面持ちで説明に耳を傾けていました。

今年の転作配分は、全国で六三〇〇〇ha(ほぼ大分県と同じ面積)、新潟県は二四二〇〇〇ha(本町の総面積のおよそ九倍)、本町は二四一ha(板井部落の水田総

冷たい季節に 冷たい減反配分

本町は
241ha

面積とはほぼ同じ)の減反配分が通知され、農家にとって大きな転換が迫られています。

特に今回の水田利用再編対策の大きな特徴は、団地化、集団化を図り、米にかわる作物の生産を大規模に進めようとの色彩が濃く、県では後日各市町村の意向を集約した上で、地域に即した作物の指定をしたいとしております。

昨年の本町における転作達成率は基準を越え一〇六・四％、上位等級米も九六・七％という好成績をおさめており、町としては今年も非常に

厳しい配分面積であることから町独自の転作奨励金の増額も考えさらにも目標を達成していただくため部落座談会なども予定しています。(座談会は二月十六日に終了)

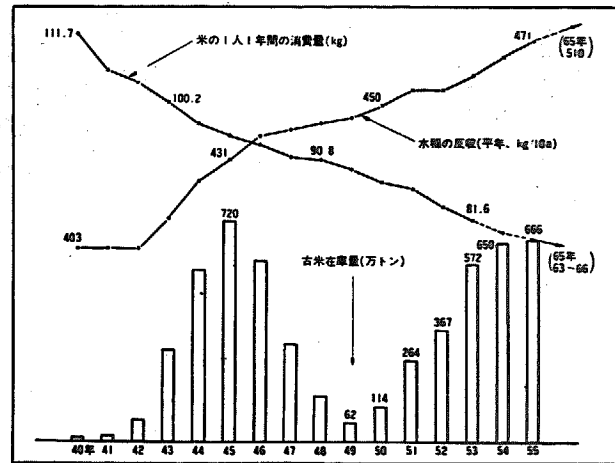
この日出席した委員は、恒例のことでもあることからなかなばあきらめた様子で「私たちはだいたいわかったが、農家個々が納得できるような指導をしてほしい」という声が多く、町としてはこのことを重視し作業を進めていく方針を明らかにして、説明会を終了しました。



政府売渡米数量配分面積集計表

集落名	戸数	水田面積	政府売渡米数量	転作配分面積
金巻	34戸	6,241.6a	4,188俵	1,073.7a
板井一	43	7,562.1	5,034	1,300.8
"二	33	6,012.9	4,043	1,034.3
"三	23	4,917.1	3,318	845.8
"四	38	6,991.8	4,687	1,212.4
木場川前	8	1,087.1	731	186.8
"上	49	7,167.0	4,741	1,232.6
"下	65	9,403.9	6,051	1,732.0
"新田	78	14,981.5	10,094	2,691.0
"八割	67	10,651.0	7,064	1,832.1
黒鳥一	37	6,930.4	4,665	1,192.1
"二	21	3,289.4	2,162	565.9
"三	17	3,716.5	2,540	639.3
"四	30	5,883.8	4,036	1,012.4
"五	31	5,665.8	3,781	974.4
緒立	6	630.4	413	108.5
北場	29	6,966.7	4,766	1,198.6
小平方	39	8,408.4	5,745	1,446.0
鳥原新田	11	1,743.2	1,157	2,299.9
"本村	26	4,331.3	2,922	745.0
"新地	12	1,802.6	1,199	309.9
"川原	1	42.6	16	7.3
柳作	13	1,033.3	621	177.9
立仏	23	2,564.1	1,616	441.1
寺地	24	2,716.7	1,770	467.3
大野	8	282.2	110	48.5
山田上	20	4,085.1	2,774	702.6
"下	16	1,169.3	674	201.1
善久	24	2,869.4	1,869	493.8
計	626	139,147.2	92,787	24,163.1

国内における消費量・反収 古米在庫量など



新議員の議席 など決まる

二月十四日開かれた臨時議会で新議員三氏の議席と、常任委員会特別委員会の所屬が次のように決まりました。

- 十二番 竹内竹市氏
常任委員会は産業建設委員に特別委員会は高速交通対策特別委員会委員に
- 十八番 笠原満夫氏
常任委員会は社会労働委員に特別委員会は農村総合整備モデル事業推進特別委員会委員に
- 二十三番 東条栄松氏
常任委員会は社会労働委員に特別委員会は高速交通対策特別委員会委員に
- 藤橋十三男氏
農村総合整備モデル事業推進特別委員会委員に
- 江端年一氏
同副委員長に
- 大野仁平治氏
議会運営委員会委員に
- 黒川繁氏

町長・職員に 迎えられ登庁



先の選挙で再選された、浅妻町長は、二月十三日、玄関前に整列した職員に拍手で迎えられ、二期目への第一歩を踏み出しました。

このあと議場で職員に対し訓辞を行い、「インナーチェンジを中心とした町の位置づけを明確にし、魅力ある町づくりを進めたい。そのためには今後四年間みなさんとともに力を結集し、知徳、体を信条に、全体の奉仕者として、誇りと自信を持つ

一定規模以上の 土地取引は 「国土法」の届出を

昭和四十九年十二月国土利用計画法が施行されてから、六年余り経過しましたが、趣旨の徹底が行きとどかないためか、土地取引についての無届の疑いもたれる場合もあるように思われます。

一定規模以上の土地取引とは、市街化区域二千平方メートル以上、市街化調整区域五千平方メートル以上の土地についての売買などの契約を結ぶ場合、市町村長を経由して県

私 も 登 場



去る一月二十五日の町長選はなかなか厳しい選挙であったが、町民の審判は現町長の再選にきまつた。この選挙で私は特に感じたことは、投票率が非常に高かったこと、特に婦人の方が男子よりも高かったことである。今の公選が始まったのは昭和二十二年四月、自治法改正の時からである。それまでは知事は政府の任命で市町村長はその議会が選ぶ、いわゆる間接選挙であった。然も最初は当選は過半数の得票を必要としたもので、一回目の投票で過半数を得たものがない場合は一位と二位の決戦投票で当選者をきまなければならない。新潟県知事選は、この規定に従って一回できまらず二回の選挙で岡田正平氏が初代の公選知事に当選したのであった。市町村長でも一回できまらず決戦投票できまらなかった例が各地にあったが、黒井村は四名の立候補であったが、幸いにも一回の選挙で不肖私が当選したのであった。この選挙は婦

町長選の 思い出

人が参政権を得て初めての投票であったが、今よりさらに低い投票率であった。それが今日人口が倍増したにもかかわらずあのような高い投票率をみたことは、全く驚異的な進歩で、これが民主主義の徹底と政治意識の高揚によるものとするには誠に喜ぶべき事実であると思う。

そこで私は昭和二十三年の十二月村長を辞職したが、これは占領軍の命令で首長と県議の兼職禁止令が出たためであった。当時私は何れを辞めるべきか苦慮したが、宮野佐吉助投に相談したところ、宮野氏は村長は貴方が辞めても誰かが出るから、県議は貴方が辞めると黒井村から出せる保証はないから県議だけは辞めないで貰いたいと切々と勧めるので、村長を辞めたのであったが、期日の点は後任選挙が農閑期である十二月中に行われるように十二月末に辞めたのであった。このころ、冬の選挙は迷惑との声もあるが、当時と今日では農業経営の実態が予想もつかない急変したことに今昔の感に耐えない次第である。

町長 浅妻 正平 (板井)